

国土交通省説明資料

2026年3月25日

メガソーラー問題に係る景観法の対応について

1. 景観法におけるメガソーラーに係る制限について

地域の実情に応じて、市町村等※が景観計画の中で景観形成基準を規定することで、以下のようにメガソーラー設置に対して**一定の制限が可能**。

※景観行政団体(都道府県、政令市、中核市、その他都道府県と協議を経た市町村): 39都道府県・783市町村(うち675自治体が景観計画策定済)

■ 行為制限の主な内容

形態意匠(色彩・形状・材質等)

位置・規模・高さ

伐採・土地の形質変更

基準に適合しない場合**「勧告」**が可能

さらに、市町村等が条例に規定すれば、**「変更命令」**が可能

さらに、都市計画制度の景観地区を定めれば、**「許可制」**が可能

2. メガソーラーの問題に対応した景観法運用指針の改正等について

【トラブル事案からみた課題】

1. 景観計画を**策定していない**【景観行政団体のうち約2割の自治体】
2. (景観計画を策定していても)メガソーラーを想定した**景観形成基準となっていない**【景観計画策定済み自治体のうち約7割※】
※国交省アンケート結果(R7年11月)(N=296:景観計画策定済自治体のうち回答のあったもの)
3. (メガソーラーを想定した基準が)**定性的な内容にとどまっている**
(例:福島市先達山)
(景観形成基準の例)「地域の良い眺望景観を阻害しないように配慮すること」

【福島市先達山】



【景観法の有効な活用を促す対応策】

○ 景観法運用指針の改定

4月中公表予定

(加筆する事項の例)

- ✓ 再エネ施設との共生に向けた基本的な考え方
- ✓ 適切な景観形成基準として配慮すべき事項 等

+

○ 再エネ施設を対象としたマニュアルの作成

4月中公表予定

再エネ施設を想定した景観計画の好事例を横展開するため、次の事項を記載したマニュアルを作成

- ✓ 参考となる景観形成基準
- ✓ 景観計画を作成するための合意形成手法 等

(参考となる景観形成基準の例)

太陽光パネルは原則として眺望地点から見えないようにし、やむを得ず見える位置に設置する場合は、植栽に努めること。